

板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱

(平成15年5月13日区長決定)

(平成18年6月22日一部改正)

(平成20年6月30日一部改正)

(平成21年5月13日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年6月30日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年9月14日一部改正)

(平成30年6月20日一部改正)

(令和元年5月9日一部改正)

(令和元年10月1日一部改正)

(令和2年5月1日一部改正)

(令和3年8月30日一部改正)

(令和4年6月3日一部改正)

(令和5年6月26日一部改正)

(令和6年4月19日一部改正)

(通則)

第1条 板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、地域・コミュニティの核として、21世紀に相応しい新しい商店街づくりの振興を図るため、商店街等が地域の特性や消費者ニーズに的確に対応して、主体的に行うイベント事業や活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街

イ 商店街の連合会

ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合。ただし、別途定める事業協同組合は除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された商店街振興組合連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された協同組合連合会

ウ ア、イ以外で、区単位に組織された商店街連合会

(4)「法人商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街をいう。

(5)「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であって、新たに設立されたものをいう。

(6)「商店街等が行う事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街が自ら企画し実践するものや商店街が主体となって他の商店街等と共同で企画し実践するものをいう。ただし、次に掲げる事業は除く。

ア 内容が経常的な性格を有する事業

イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業

ウ 他の補助金等を一部財源とする事業

エ 事業に係る全ての事業を委託する事業

(7)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業

エ 商店街等の主催又は共催による区長が特に認める行事に係る事業

(8)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないもの（区長が特に必要と認めるイベント事業を含む。）をいう。

- (9)「キャッシュレス対応事業」とは、活性化事業のうち、キャッシュレス決済環境を整備することで、商店街の利便性を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (10)「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (11)「商店街組織力強化支援事業」(以下「組織力強化事業」という。)とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会、商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (12)「交流都市広域イベント事業」とは、商店街が区と交流実績のある市町村(今後交流しようとする市町村を含む。)と連携して、各地の観光物産展や伝統芸能披露等、ふるさとイベントを実施することにより、商店街の集客効果を高めるとともに、地域相互の交流促進を図るために行う事業で、複数商店街で同時開催する、いたばし商店街ふるさとまつりをいう。
- (13)「にぎわい再生プロジェクト」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、地域資源を活用して商店街の潜在能力を引き出し、商店街の価値の向上を図り活性化に繋げるための事業をいう。
- (14)「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。
- (15)「若手・女性支援事業」とは、イベント事業のうち、商店街の若手・女性グループが小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。
- (16)「組織活力向上支援事業」とは、法人商店街の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人商店街が実施するイベント事業を特別に支援する事業をいう。
- (17)「女性活躍推進事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街等の女性グループが実施する事業を、特別に支援する事業をいう。
- (18)「再開発地区商店街支援事業」とは、市街地再開発区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項第4号に基づき都市計画決定された地区(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第100条による工事の完了をしたものを除く。))に接する商店街の活動を支援することで、組織の強化と維持につなげ、地域のにぎわい創出及び経済活性化を推進していくため、商店街が実施するイベント事業及び活性化事業を特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2の1及び3に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、区長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。ただし、別表2の2及び4に掲げる経費並びに、商店街等が暴力団等(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。)第2条

第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び次に掲げる団体に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の交付決定の日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象事業の補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。ただし次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 法令等に違反していないこと。

(2) 事業実施までに必要な許可を受けていること又は受けることが確実であること。

(補助金の交付申請)

第6条 商店街等が補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、予算の範囲内で補助金の交付決定を承認するものとする。

2 区長は、前項により補助金の交付決定を承認するときは、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不承認とするときは補助金交付不承認通知書(別記第2号様式の2)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、補助対象経費に別表第3に規定する補助率を乗じた金額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は同表に規定する補助限度額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定を受けた事業者等(以下「事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(別記第3号様式)を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第10条 事業者は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書(別記第4号様式)に、必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を変更承認書(別記第4号様式の2)により受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業者が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第6号様式)により、事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、補助対象経費に別表第3に規定する補助率を乗じた金額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は第7条第4項に規定する額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第7号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第7号様式の2)を区長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書(別記第8号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係

る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第9号様式）により報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （4）交付決定者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

- 2 前項の規定は、第12条の規定により事業者に交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、事業者の当該取消しに係わる部分に関し、既に事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 区長は、第12条の規定により事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第17条 事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金交付の条件）

第18条 事業者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- （2）取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- （3）取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければ

ばならないものとする。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。

(5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 事業者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合において、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別記第10号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第20条 事業者は、区職員若しくは都職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第15条の規定により補助金の事業認定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、区長が定めた納期日までに事業者が補助金を納付しなかったときは、区長は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を事業者に納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
(非常災害の場合の措置)

第24条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の事業の措置については、区長が指示するところによる。

(その他)

第25条 その他補助金の交付に関し必要な事項は、商業振興を主管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成17年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱において交付決定を受けた事業については、事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までは、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成18年6月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱において交付決定を受けた事業については、事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までは、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年5月13日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）商店街等が行う事業

1 イベント事業

(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③スタンプラリー・ウォークラリー ④各種フェスティバル・コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市・夜市 ⑧イベントを伴う中元・年末セール
(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
(3)地域福祉、健康に資するイベント ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
(4)防犯防災や生活安全に資するイベント ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

*イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*イベント事業は、1 商店街当たり 1 か年度に 2 回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から 3 か年度に限り、1 商店街当たり 1 か年度に 3 回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとする。なお、第 3 条第 2 号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1 か年度に 1 回までとする。

*第 3 条第 15 号に定める「若手・女性支援事業」、同条第 16 号に定める「組織活力向上支援事業」及び同条第 17 号「女性活躍推進事業」は上記の回数のほか、1 か年度に 1 回までとする。

*チラシ・ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

(1)施設を整備する事業 ①街路灯整備・改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備・改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設・改修 ⑧商店街事務所設置・改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計・実施設計 ⑯AED の設置
(2)IT 機能の強化を図るための事業 ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④E コマース導入 ⑤POS システム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入 ⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーWi-Fi 整備
(3)顧客利便機能の強化を図るための事業 ①お客様向け巡回バス導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置 ⑤商店街マップの作成

(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業

- ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）
- ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入・調査
- ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）

(5)組織力、経営力の強化を図るための事業

- ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査
- ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援
- ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発
- ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*第3条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1か年度に1回までとする。

*商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の補助対象外とする。

別表２－１（第４条関係）

イベント事業の補助対象経費

区 分		摘 要
イベントの周知を図るために要する経費		
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	案内看板等の製作費	
	抽選会券、福引券等の印刷経費	
	コピー代	
イベント会場の設営、運営等に要する経費		
	舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
	イベントの企画、運営の委託に要する経費	
	会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
	会場賃借料	
	金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費		景品単価１万円以下の部分 総額で９０万円以下の部分 不特定多数の者にあらかじめ 周知した個数以下の部分 等級及び当選者数等を確認で きるものを具備
イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費		不特定多数の者にあらかじめ 周知した個数以下の部分
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費		１件当たり１日１００万円以 下の部分
その他イベント実施に要する諸経費		
	賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
	道路使用許可手数料	
	送料	
	事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
	イベント事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	商店街等が行う事業実施日における東京都最低賃金の時間額（最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）の規定に基づき東京労働局長が決定した東京

	都最低賃金の時間額をいう。)に、当該雇用者の労働時間に乗じた金額までを補助対象とする。交通費は、1日当たり500円を限度に実費相当分までを補助対象とする。
イベント事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳及び実際に使用したことが確認できる写真を具備
事業実施に直接必要な文具・消耗品費	事業で使い切れるもの
光熱水費	(使用用途・使用量が適正であると確認できるもの)
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*別表2-1は、交流都市広域イベント事業にも適用する。

別表２－２（第４条関係）

イベント事業の補助対象外とする経費

区 分		摘 要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費		
	飲食費	
	記念品に係る経費	
	案内状送付に係る経費	
	行政機関に対する謝礼	
	ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計者を含む。）に対して支出する経費		
	アルバイト賃金	
	謝礼	
	会議費	
	飲食費	
	分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
抽選会や福引の景品		
	１万円を超える部分の景品購入費	
	総額で９０万円を超える景品購入費	
	現金、宝くじ	
	配布されていない景品購入費	
	商店街が発行する商品券のうち、換品されていない商品券の購入費	
	不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分の景品購入費	
イベント事業以外の商店街事業に使用できるもの		
	インターネットホームページの開設経費	
	パソコンの周辺機器等の購入費	
	文具・消耗品の購入費	
イベント事業に直接必要のない経費		
	イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等	
	総額１万円を超える撮影費	
	広告宣伝費以外に係るコピー代	

使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。
-----------	---

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*別表 2－2 は、交流都市広域イベント事業にも適用する。

別表 2－3（第 4 条関係）

活性化事業の補助対象経費

区 分		摘 要
施設を整備する事業に要する経費		
	施設の設置、改修及び撤去に係る工事費	本事業より補助金を得て改修等を行った箇所について再度同様の改修等をする場合、前回の改修等から 5 年以上経過していない場合は、対象外とする。 「撤去」の対象となる施設は、法定耐用年数が経過している施設又は老朽化等により危険度が著しく高い施設とする。
	建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
	工事実施に係る設計、施工監理等を委託する経費	
	レイアウト、デザイン等を委託する経費	
	駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	事業開始日から起算して 3 年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額 30 万円を補助対象限度とする。
	機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
I T 機能の強化を図るための事業に要する経費		
	ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	
	ホームページ作成等に伴うパソコン等購入費	
	各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化を図るための事業に要する経費		
	宅配用等の車両購入費	
	案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
コミュニティ機能の強化を図るための事業に要する経費		
	空き店舗の改装費	事業開始日から起算して 3 年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額 30 万円を補助対象限度とする。
	空き店舗借上げのための建物賃借料	

空き店舗活用事業の人件費	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。月額15万円を補助対象限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費	
専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
各種調査に係る謝金、旅費	
会場賃借料	
テキスト、参考図書、資料等の購入費	
テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
研修会、講演会等への参加費	
フラッグ、商店街カード等の購入費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
イベントに係る経費	別表2-1のとおり
上記経費に付随する経費	
事業に要する郵送代、運送代、自動車借上料	備品台帳及び実際に使用したことが確認できる写真を具備 事業で使い切れるもの
事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
事業実施に直接必要な備品購入費	
事業実施に直接必要な文具・消耗品費	
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*空き店舗借上げのための建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

別表２－４（第４条関係）

活性化事業の補助対象外となる経費

区 分		摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設の改修等に係る経費		アーケードの再塗装を除く。
既存施設の機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費		塗装、根巻き補修を除く。
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費		駐車場・駐輪場用地の借り上げを除く。
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費		
次に掲げる経費単価を超える部分に係る経費		
	短期雇用者の時間給	商店街等が行う事業実施日における東京都最低賃金の時間額（最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）の規定に基づき東京労働局長が決定した東京都最低賃金の時間額をいう。）に、当該雇用者の労働時間に乗じた金額までを補助対象とする。交通費は、１日当たり５００円を限度に実費相当分までを補助対象とする。
	専門家、委員等に対する謝金	１時間当たり１１０００円（交通費込み）を限度額とする。
	パソコン１台当たりの購入単価	１台 ２０万円（税込み）
活性化事業以外の商店街事業に使用できるものであって次に掲げるもの		
	パソコンの周辺機器等の購入費	
	文具・消耗品の購入費	
	使用しないカード等の消耗品の購入費	
イベントに係る経費		別表２－２のとおり

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の内容

（1） 事業名

（2） 事業の内容 別紙のとおり

2. 補助金交付申請額 金 円

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付決定通知書

所 在 地
事業者名
代表者名 様

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金については、下記により交付します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

第1 交付金額

金 円

第2 補助事業名

第3 補助事業の内容

申請書記載のとおりとする。

第4 通則

事業者は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第5 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 2の規定による補助金の額の2の(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

第6 補助金交付の条件

事業者は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- (2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならない。
- (4) 財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならない。
- (5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるように書類を整備しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (6) 補助事業の対象期間は、 年4月1日から 年3月31日までの期間に実施したものとする。

第2号様式の2（第7条関係）

文 書 番 号

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付不承認通知書

所 在 地

事業者名

代表者名

様

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金については、下記の理由により交付決定しないため、通知します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

不承認理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金
に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付（文書番号）をもって交付決定のあった標記補助事業について、
下記のとおり事故があったので、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第9条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の完了予定

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認申請書

年 月 日付（文書番号）をもって交付決定の通知のあった標記補助事業の内容を下記のとおり変更（*中止）したいので、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額

金 千円

3 変更（*中止）の内容

4 変更（*中止）の理由

第4号様式の2（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業代表者名

東京都板橋区長

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付で申請のあった標記補助事業の内容の変更（*中止）について、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付（文書番号）により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付決定額 金 千円

2 補助事業の実績 別紙のとおり

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金に係る補助事業確定通知書

所 在 地
事業者名
代表者名 様

年 月 日付（文書番号）により交付決定した板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金
円に確定します。

＊（返還額のある場合）

金 円に確定し、既に交付した補助金 円との
差額 円を 年 月 日までに返還するよう命じます。

補助事業名：

年 月 日

東京都板橋区長

第7号様式（第13条関係）＊確定（清算）払の場合

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金請求書

年 月 日付（文書番号）をもって確定通知のあった標記補助事業について、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補 助 事 業 名		
2	請 求 額	金	千円
3	概算払受領済額	金	千円
4	清算払請求額	金	千円
5	残 額	金	千円

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金概算払請求書

年 月 日付（文書番号）をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について板橋区に
ぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求し
ます。

記

1 補 助 事 業 名

2 概算払請求理由

3 交 付 決 定 額 金 千円

4 概算払請求額 金 千円

5 残 額 金 千円

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金清算書

年 月 日付（文書番号）をもって確定通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1	交 付 決 定 額	金	千円
2	確 定 額	金	千円
3	概算払受領済額	金	千円
4	清 算 額	金	千円
5	残 額	金	千円

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金
に係る消費税及び地方消費税額の確定にともなう報告書

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

第10号様式（第19条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金
に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金により取得した取得財産の処分について、板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価補
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由

別表 3 (第5条関係) 補助対象事業の補助率及び補助限度額

事業名				(1) 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業を利用した場合				(2) 板橋区単独補助の場合	
				補助率	補助限度額 (万円)	再開発地区商店街支援適用			
						補助率	補助限度額 (万円)		
イベント事業	1 回目			2/3 (都・区各1/3負担)	300	29/30 (都1/3区19/30負担)	435	2/3	100
	2 回目以降				150				
	若手・女性支援事業			8/9 (都5/9・区1/3負担)	88. 8	29/30 (都5/9・区37/90負担)	96. 6		
	女性活躍推進事業			11/12 (都7/12・区1/3負担)	91. 6	29/30 (都7/12・区23/60負担)	96. 6		
	組織活力向上支援事業			11/12 (都7/12・区1/3負担)	825	29/30 (都7/12・区23/60負担)	870		
	小額支援事業			8/9 (都5/9・区1/3負担)	88. 8	29/30 (都5/9・区37/90負担)	96. 6		
活性化事業	商店街施設整備事業	装飾街路灯	新設・増設	2/3 (都・区各1/3負担)	5, 000	29/30 (都1/3区19/30負担)	7, 250	2/3	1基 30
			改修						1基 8
		アーチ建設							100
		その他商店街施設整備事業							
	販売促進事業								
	その他活性化を図るための事業								
	女性活躍推進事業			11/12 (都7/12・区1/3負担)	91. 6	29/30 (都7/12・区23/60負担)	96. 6		
	キャッシュレス対応事業			5/6 (都1/2、区1/3負担)	5, 000	29/30 (都1/2、区7/15負担)	5, 000		
	組織力強化事業			11/12 (都7/12、区1/3負担)	2,000	29/30 (都7/12、区23/60負担)	2,000		
	多言語対応事業			5/6 (都1/2、区1/3負担)	500	29/30 (都1/2、区7/15負担)	500		
	小額支援事業			8/9 (都5/9・区1/3負担)	55. 5	29/30 (都5/9・区37/90負担)	55. 5		
	法人化商店街 (1年間のみ)			5/6 (都1/2、区1/3負担)	7, 500	29/30 (都1/2、区7/15負担)	7, 500		
	交流都市広域イベント事業							2/3	40
ブにぎわいエクスト生	イベント事業	1 回目	4/5 (都1/3、区7/15負担)	300					
		2 回目以降		150					
	活性化事業			4/5 (都1/3、区7/15負担)	5, 000				

※ (1)を利用し、補助対象額が100万円以下のイベント事業の場合は、補助率は2/3(都1/2、区1/6負担)、再開発適用時29/30(都1/2、区7/15)とする。

※ (2)は、交流都市広域イベント事業及び、特に区長が緊急性があり、必要と認める場合に限り適用する。

※ (1)及び(2)は、重複して利用できないものとする。

※ 補助率は、特に区長が必要と認めた場合に限り変更することができる。

※ 活性化事業(商店街施設整備事業ないしキャッシュレス対応事業に限る)のうち第3条第2号ウに規定する商店街の場合は、補助限度額は1,000万円とする。またにぎわい再生プロジェクトにおける活性化事業のうち第3条第2号ウに規定する商店街の場合は、補助限度額は1,200万円とする。

※ イベント事業及び活性化事業のうち第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街の場合は、補助率は2/3(都1/3、区1/3)、補助限度額は20万円とする。なお、組織力強化事業、多言語化対応事業及び小額支援事業の申請は認められない。

※ 補助金の算出をする場合、補助対象経費に都補助率を乗じたものと区補助率を乗じたもの(それぞれ1,000円未満は切捨て)を合計し、算出する。

※ にぎわい再生プロジェクトにおける補助率は事業実施初年度のみ適用とし、次年度以降は通常のイベント事業及び活性化事業の補助率を適用する。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

※ 再開発支援における補助率は、イベント事業と活性化事業で各1回までの適用とする。ただし、イベントの共催事業には適用外とする。